

●岐阜県動物愛護推進計画(改訂案)パブリックコメント 結果

意見募集期間:平成26年1月8日(水)から平成26年2月7日(金)

意見提出者数:19名

No.	関連記載箇所	ご意見(原文を分割・一部要約しています)	意見件数	ご意見に対する県の考え
19	1 計画の策定にあたって(計画の期間)	5年後に計画を見直すのではなく1年2年後に見直すべき	1	計画の成果は短い期間では見ることができないため、国の指針に合わせて5年後の見直しとしております。計画の進捗状況は毎年確認してまいります。
12、13、19	第3 各主体の責務と役割(動物取扱業者)	動物取扱業者は販売時に購入者が適正に飼養できるか十分な説明やチェックをすることを加えていただきたい。	3	動物愛護管理法に基づき対面説明・現物確認を行わなくてはいけない旨追加します。
15	第3 各主体の責務と役割	警察関係機関について追記すべき	1	県及び(公社)岐阜県獣医師会の責務と役割に虐待事例に対する県・警察・獣医師の連携を追加します。
7	第3 各主体の責務と役割(関係図)	市町村の役割「犬の登録及び狂犬病予防注射」を「犬の登録業務及び狂犬病予防注射業務」とすべき	1	意見のとおり修正します。
7	概要版 各主体の責務と役割	市町村の役割「犬の登録及び狂犬病予防注射」を「犬の登録業務及び狂犬病予防注射業務」とすべき	1	意見のとおり修正します。
10	第4 現状と課題 5 その他動物の飼養等の状況(表一6)	「飼養許可施設数」の「許可数」とは何か。「施設数」との違いが不明。	1	表6に特定動物の許可について注釈を入れます。(特定動物は種類ごとに許可が必要です。)表を見やすいように修正します。
19	第4 現状と課題 6 人と動物のハーモナイズ事業	適正飼養に対する知識のない人に、動物の生態・習性・生理についての理解を深めてもらえるような事業の拡充を願う	1	動物愛護センターで、多くの人が参加できる事業を行ってまいります。
15	第4 現状と課題 6 人と動物のハーモナイズ事業	動物を飼養しない動物愛護教育や対象を小学校高学年にすることを検討すべき。防寒、防暑対策等の配慮が動物にとって重要であることの普及啓発	1	各学年に合った内容を行ってまいります。また、適切な管理のもとふれあいを行うこととしています。
15	第5 施策展開の方向	多頭飼育の実態を把握する制度を設けること。多頭飼育者の精神的ケアのため精神保健関連部署との連携を図ることを記載すべき	1	他自治体の状況を見ながら検討してまいります。
2	第6 具体的な取組み プラン1	「動物愛護関係者」の枠を超えた普及啓発を望む(駅、商店街、スーパー)	1	プラン1に追加します。
2	第6 具体的な取組み プラン1	高齢化社会により適正飼養できない高齢者が見られる。介護事業者等へ動物愛護の普及啓発の発信を行ってはどうか。	1	福祉部局との連携について検討してまいります。
13	第6 具体的な取組み プラン2	自治会の回覧板を利用して、適切な飼養方法啓発や、ペットショップに行く前にセンターからの引取りを推進する呼びかけをしてはどうか	1	適切な飼養方法の啓発については、現在も要請のあった自治会の回覧板に入れていただいておりますが、今後、積極的に広報するようプラン2に追加します。
18	第6 具体的な取組み プラン1～3	パンフレットがどのくらい広く県民にわたっているか、どんな反応があったか具体例を出してほしい	1	パンフレットの種類によって配布量が異なります。今後も、様々な機会を通じて広く配布できるよう取り組んでまいります。
1、12、13	第6 具体的な取組み プラン4、25	動物愛護推進員活動の活性化を望む	3	今後、プラン25にもとづいて実施する事業に反映してまいります。

追加

追加

修正

修正

追加

追加  
紙1

15	第6 具体的な取組みプラン5	「学校での動物を飼養することは、動物についての理解を深め、生命を慈しむ心の育成などの効果が期待されます」を削除し、県下の教育施設等で飼養されている動物の飼養実態等、客観的事実を具体的に記載すべき	1	適正な飼養は次世代を担う子供達の動物愛護教育に効果があると考えます。プラン5に県下の教育施設で飼養されている動物の飼養実態を把握し、適正飼養を推進することを追加します。	追加
15	第6 具体的な取組みプラン5	学校等において「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に基づく取扱を周知し、低水準な環境で飼養している学校に対して指導すべき。災害時の規定が追加されたことを周知徹底を図るべき	1		
15	第6 具体的な取組みプラン5	学校等教育施設では疾病の兆候が見逃されやすいことからオスメスともに繁殖制限措置が必要であると周知すべき。	1		
15	第6 具体的な取組みプラン6	動物愛護フェスティバルにおいて動物ふれあいイベントの企画・実施はやめるべき。	1	獣医師の管理及び指導のもと適切な取扱いを行うこととしています。	
4	第6 具体的な取組みプラン7	やむを得ず飼養を継続できない飼い主へ、新たな飼い主を探すことの支援について、県内の保健所等で具体的な方法で統一的な水準の支援がなされるべきであるため、体制を整備してほしい。	1	今後、プラン7にもとづいて実施する事業に反映していきます。	
18	第6 具体的な取組みプラン7	リーフレットを配布し理解を求めてきたときの、相手の反応と結果を示してほしい	1	結果をお示しすることは難しいですが、口頭のみでの啓発よりもリーフレットを用いることにより理解を得ていると感じています。	
3	第6 具体的な取組みプラン8	飼い主にペットにマイクロチップを装着することを義務化してほしい。県又は市町村で装着に対する補助をしてほしい	1	マイクロチップの装着は現在、国で検討しているところであるので、国の動向を見ながら検討していきます。	
4、14	第6 具体的な取組みプラン9	「不必要な繁殖に関する啓発」は「不必要な繁殖の防止に関する啓発」とした方がよい	2	意見のとおり修正します。	修正
6、8	第6 具体的な取組みプラン9	譲渡ボランティアの支援について官民一体の連携を図るのであれば資金面での援助が必要ではないか。ペット税やコースマーケティング商品の普及促進などが有効と考える	2	ペット税については現時点での導入は困難であると考えます。譲渡ボランティアと継続して連携をとれるよう検討していきます。	
16	第6 具体的な取組みプラン9	譲渡対象者の選定基準の整備を求める。(ペット不可住宅の居住者不可、受け皿のない高齢者や独身者は不可、直接対面して譲渡対象適者か判断する等)	1	適正な譲渡を進めるために選定基準を整備する際に参考にさせていただきます。	
4	第6 具体的な取組みプラン10	新たな飼い主を探すための犬猫の情報掲載について、所有権放棄により引き取った犬猫のうち譲渡可能なものの情報の掲載についても検討いただきたい	1	譲渡推進のため検討していきます。	
13	第6 具体的な取組みプラン10	保健所への収容情報は県のHPで閲覧できるが写真や記事の転載は禁止となっているため、広く情報を流すためには転載を許可してはどうか	1	写真の転載は禁止としておりますが、ホームページのアドレスを載せていただくことはかまいません。	
14	第6 具体的な取組みプラン10	迷い猫情報の掲載をしてほしい。	1	検討していきます。	
9、15	第6 具体的な取組みプラン12	動物をしつけるのではなく、飼い主のトレーニングや勉強が必要であると考えため、施策に追加いただきたい	2	プラン12の犬のしつけの推進には飼い主のトレーニングも含めて考えています。いただいたご意見をふまえしつけ教室の内容を充実させていただきます。	
19	第6 具体的な取組みプラン13	公共の場でのノーリードやフンの放置に対する注意指導プレートを設置し、飼い主のマナー向上に努めてほしい	1	市町村と連携しながら検討していきます。	
2、11	第6 具体的な取組みプラン14	不妊去勢手術への助成金、獣医師に対して安価での施術協力依頼を検討してほしい	2	不妊去勢手術は飼養者の責任のもと実施すべきであるため、飼養者への啓発を行っていきます。	
18	第6 具体的な取組みプラン14	パンフレットはどのくらい人の手に渡ったか	1	県で平成24年度100,000部パンフレットを作成し配布しました。	
19	第6 具体的な取組みプラン14	野良猫が多くみられる場所に、屋内飼養の推進や不妊去勢手術の必要性についてのプレートを設置し、飼育放棄者を減らすことに努めてほしい	1	市町村と連携しながら検討していきます。	
2、3、13、15	第6 具体的な取組みプラン15	TNR活動の推進を検討してほしい。不妊去勢手術等の助成等具体的な支援を検討してほしい	4		

4	第6 具体的な取組み プラン15	「地域で飼養する猫」「地域猫活動」について定義や説明を追記すべきである。	1	今後、プラン15にもとづいて実施する事業で検討していきます。
4	第6 具体的な取組み プラン15	今後、地域で飼養する猫への取り組みを検討する中で、取組み全体の流れとともに、各主体の役割を明確にする必要がある	1	
15	第6 具体的な取組み プラン16	特定動物飼養施設の定期的な立ち入り検査、個体識別率の向上、逸走した時のために市町村との情報共有を明記すべき	1	現在も定期的な立入検査を行うとともに、個体識別未実施のものについては指導しております。また、市町村との情報共有も従来から行っております。引き続き努めていきます。
15	第6 具体的な取組み プラン17	第一種動物取扱業者への定期的な立入調査を継続すべき。必要に応じて事前通告なしの立入調査や動物虐待が疑われる事例には警察との連携した対応を取ることを明記すべき	1	定期的な立入検査を実施していきます。現在も、虐待等が疑われる事例に対しては警察と連携を取っております。
15	第6 具体的な取組み プラン17	展示業のなかでも、移動販売・展示業者に対する立ち入り検査の強化を追記すべき	1	動物取扱業者の事業規模等を考慮して立入計画を立てることとしております。いただいたご意見を踏まえて検討していきます。
11、13	第6 具体的な取組み プラン17	ペットショップやブリーダーに対する厳しい規制を作成すべき	2	引き続き、法律に基づき適切に指導及び対応していきます。
2	第6 具体的な取組み プラン19	介護施設でのアニマルセラピーの積極的な取組みを検討してほしい。家庭的な雰囲気大切にしている介護施設では里親としての受入れ、一時預かりが可能ではないかと考える	1	多くの成功事例等を参考にしながら進めていきます。終生飼養及び適正飼養をお約束いただける施設への譲渡は可能であると考えております。
15	第6 具体的な取組み プラン19	動物介在活動事業の推進は時期尚早であり、岐阜県の抱える課題(動物取扱業者への指導強化、所有者不明の猫の対策等)を優先すべき。	1	
18	第6 具体的な取組み プラン22	実験動物に対するの苦痛軽減を守っているか把握する必要がある	1	飼養状況の把握と共に苦痛の軽減に配慮されているかも把握することとしています。
15	第6 具体的な取組み プラン22	実験動物施設への定期的な立入調査による実態把握を行うべき	1	プラン22に沿って飼養状況を把握していきます。
15	第6 具体的な取組み プラン23	産業動物関係部局とデータの共有等の連携を図り飼育環境の実態を把握するとともに、「アニマルウェルフェア指針」の周知と普及啓発、効果についてのモニタリング調査を行うべき	1	関係部局と連携して進めていきます。
4	第6 具体的な取組み プラン27	生活環境を損なう不適切な飼養者への指導について保健所と市町村が連携して解決に取り組むため、市町村担当職員の研修では動物愛護に関する内容も充実していく必要がある	1	研修会の内容を充実させて、継続していきます。
5	第6 具体的な取組み プラン27	市町村担当職員の研修は市町村担当職員と開業獣医師の「情報交換・意見交換」の場として引き続き開催されたい。	1	
15	第6 具体的な取組み プラン29	狂犬病対策について特に実験動物飼養施設及び多頭飼育者への指導と普及啓発を行うべき	1	プラン22に沿って実験動物施設の飼養状況を把握するとともに、必要に応じて法令遵守を指導していきます。多頭飼育者に対して、引き続き市町村と連携を取り啓発していきます。
5	第6 具体的な取組み プラン30	県が行う市町村の取組み支援の具体的な内容はどのようなものか。県の支援に期待する。	1	今後、プラン30にもとづいて実施する事業に反映していきます。
1、13	第6 具体的な取組み プラン30	被災時の対応をどのように計画していくのか具体的に教えてほしい。内容の周知が不十分である。	2	現在の計画の周知に努めるとともに、備蓄等具体的な対応については関係機関と連携しながら検討していきます。
1	第6 具体的な取組み プラン30	東日本大震災直後現地へ出かけ避難所等で数々の被災動物を見てきたが、岐阜県では避難所での動物の対応はどのような計画か教えてほしい	1	

2	第6 具体的な取組み プラン30	災害時の避難場所に非常食等と一緒に被災動物の救援物資を備蓄しておくことを検討いただきたい	1	岐阜県ではペットとの同行避難を進めております。いただいたご意見を参考にしながら、今後の計画の充実に努めていきます。
15	第6 具体的な取組み プラン30	災害対策に実験動物や産業動物を含めるべき。実験動物施設の実態把握と敵的な立入調査。産業動物の関係部署との情報共有。	1	
15	第6 具体的な取組み プラン30	特定動物の災害対策として定期的な保守点検、災害対応マニュアルの作成、市町村との情報共有を図るべき	1	
15	第6 具体的な取組み プラン32	動物愛護センターの開設にあたり、大きな柱に動物福祉に配慮した収容施設を目指すことを明記し、収容中死亡頭数を減らしていく取り組みを行うべき。適切な対策を講じるために収容中死亡頭数についても集計を行うべき	1	愛護センターでは動物愛護の普及啓発と譲渡推進を行いますので、動物福祉に配慮した収容施設とすることとしております。収容した動物の個体ごとの情報は残しております。
4	第7 計画の推進状況の 評価(指標)	前回の計画は平成18年度から24年度までの評価を踏まえて見直しを行うこととしているが、今回は平成16年から24年度の評価がされ、目標もこれまでの分も含めた期間が設定されている。平成35年度は平成24年度と比べて引取頭数や殺処分率がどうなるべきかを目標として検討する必要があると考える	1	改正された国の指針に合わせて年度の設定をおこなっております。
4	第7 計画の推進状況の 評価(指標)	犬と猫では引取理由や譲渡頭数が違うため、別々の指標とした方がよいのではないか	1	改正された国の指針に合わせて全体数としています。
3	その他	譲渡会の案内を各市町村の広報誌、新聞広告、折り込みチラシ、ポスター等大きく広報してほしい	1	譲渡会は行っておりませんが、譲渡対象動物について広く広報できるよう検討していきます。
6、8	その他	ペット税の導入を検討されたい	2	国及び全国の動向を見ながら検討していきます。
6、8、12	その他	動物の飼養を始める全ての者に飼養事前講習会の受講を義務化する等、許可制にはどうか。飼養後も定期的な講習会の受講を求める。	3	保健所等からの譲渡時には十分な説明を行い、優良な飼養者を増やしていきます。また、多くの方が飼養中も受講できるような講習会等を検討していきます。
8	その他	学校の授業を利用した、ペット触れ合い授業の導入	1	現在も小学校で動物愛護教室を行っており、可能であれば動物とのふれあい授業も行っております。今後も、内容を充実させながら継続して行っていくこととしております。
10	その他	「こう傷」「けい留」が漢字とかな表記が混在しているため統一いただきたい	1	意見のとおり修正します。
11	その他	殺処分ゼロを目指す	1	殺処分を1頭でも減らすための取り組みを行っていきます。
11	その他	譲渡会を定期的かつ頻繁に開催すべき	1	岐阜県では多くの人が譲渡を受ける機会ができるよう、譲渡会ではなく、個別に説明後または譲渡前講習会受講者に随時譲渡することとしております。
13	その他	家庭動物の飼育状況を各自治会で把握してはどうか	1	被災動物救援の観点から、検討していきます。
15	その他	麻酔薬投与等による苦痛のない致死処分を検討すべき	1	県内統一した苦痛のないお致死処分方法とするよう検討していきます。
15	その他	収容期間を延長すべき	1	開設する動物愛護センターを有効に活用し、譲渡適正のあるものについては収容期間を延長していきます。
17	その他	これまでの取組の結果が不明瞭。改善が見られたのか問題が起きたのかを示さなければ今後のプランに納得できない	1	平成20年からの推進計画に基づいた取組みにより捕獲引取頭数、殺処分率の低下が見られ、良い方向へ向かっていると考えます。なお、これらについては年度毎の数値を県のホームページで公表しております。今回の改訂は、これまでの取組で不十分な所を強化しております。

修正

計19人から83件の意見